

座間味村景観むらづくり かわら版

★ 住民説明会の開催について ★

先人たちから受け継いできた島々の美しい風景を守るとともに、地域資源を活かした地域づくりを進めるため、座間味村では平成29年度から景観計画の策定に取り組んでいます。

この度、景観計画の素案についてとりまとめましたので、その内容についてご説明および意見交換を下記の日時で行います。皆様のご意見等をいただきたいと考えていますので、多くのご参加をお願いします。

〔阿嘉・慶留間地区〕

日にち：令和元年7月10日（水）

時 間：18：30～20：00

場 所：阿嘉離島振興総合センター

〔座間味地区〕

日にち：令和元年7月11日（木）

時 間：19：00～20：30

場 所：座間味離島振興総合センター

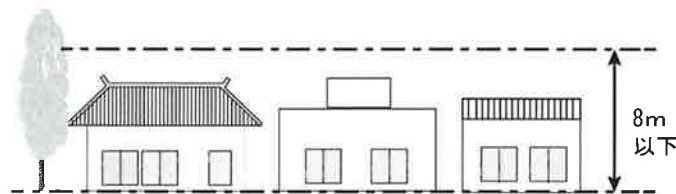
～ 景観形成の基準（ルール）に基づく景観むらづくりのイメージ ～



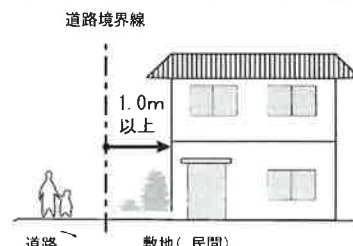
建築物の高：2階以下かつ10m以下
（集落景観保全地区：阿真区、阿佐区、慶留間区）



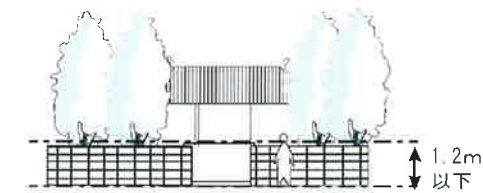
建築物の高さ：3階以下かつ13m以下
（集落景観保全地区：座間味区、阿嘉地区）



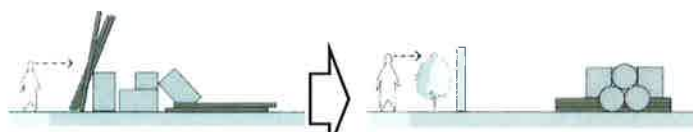
建築物の高さ平屋かつ8m以下
（自然景観保全地区、農地景観形成地区、島の玄関景観形成地区）



建築物の壁面の後退距離：1.0m以上
（集落景観保全地区）



ブロック塀等の高さ：1.2m以下
（集落景観保全地区）



堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心がけるものとする

**新築などの行為を行う場合、
今後、景観法及び村景観条例に基づく手続きが必要となります。**

「手続き」では景観形成基準に適合する必要があります。基準（ルール）に適合しない場合、新築などの工事に着手することができません。

「景観形成の基準」の一部を次ページに紹介します。

座間味村の良好な景観をまもる・そだてる・おさめるために景観形成の基準（素案）を検討しました。下記にその一部を紹介します。

座間味村景観計画の策定にあたり、村民へのアンケート調査の実施、住民ワークショップ、住民説明会、有識者を交えての検討委員会、庁内会議を開催し、以下の基準（ルール）を検討しました。

■景観形成の基準（案）

項 目				基準の内容					
				集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地	海域景観地区	
建築物	高さ・配置	建築物の高さ（※絶対高さ）		座間味区・阿嘉区： 13m以下・3 階以下 阿真・阿佐・慶留間 区： 10m以下・2 階以下	8m以下・平屋	8m以下・平屋	8m以下・平屋	※自然公園法（自然公園法施行規則第 11 条等）に準じる。	
		建築物の壁面の後退距離		道路側の境界線から 1.0 m 以上後退	-	-	-		
		建築物等の高さ・配置		建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。					
		太陽光パネルの設置		周辺の風景との調和に配慮する 道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する					
	形態・意匠・色彩	形態・意匠		周辺との調和に配慮すること	背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮すること	周辺との調和に配慮すること	周辺との調和に配慮すること 金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないこと		
		建築物の外壁の色彩	基調色	落ち着いた色彩(明度 8 以上、彩度 2 以下)	・色相:YR(黄赤)～Y(黄)、N(無色) ・明度・彩度:中明度かつ中～低彩度	・色相:YR(黄赤)～Y(黄)、N(無色) ・極端な低明度、高彩度を避ける	落ち着いた色彩(明度 8 以上、彩度 2 以下)		
			アクセント色	各立面積の 5% 以下	-	-	-		
		建築物の屋根	形状・素材	形状:寄棟(4～6寸勾配)、素材:琉球赤瓦葺き(望ましい)	形状:寄棟(4～6 寸)／素材:琉球赤瓦葺き	-	-		
		建築物の屋根等の色彩		極端な低明度、高彩度を避ける	・色相:YR(黄赤)～Y(黄)、N(無色) ・明度・彩度:中明度かつ中～低彩度	・極端な低明度、高彩度を避ける	-		
	敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等		敷地内は出来る限り緑化に努める フクギ等の屋敷林は出来るだけ保全する		敷地内は出来る限り緑化に努める 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるもの	-	敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるもの		
			道路の地盤面からの高さを 1.2m 以下		道路の地盤面からの高さを 1.2m 以下	-	できる限り低く抑えること		
	その他	屋外照明		屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと					

項目		基準の内容				
		集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地	海域景観地区
工作物	高さ・配置	周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること				※自然公園法 (自然公園法施行規則第 11 条等)に準じる。
		ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること				
	色彩	極端な低明度、高彩度を避ける 周辺の景観との調和に配慮する				
		緑化等	敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと			
開発行為	地形、擁壁・のり面	できる限り行為前の地形を活かしたものとする				
土地の形質の変更	採取・採掘方法等、変更後の措置	採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること				
木竹の伐採	伐採方法等、伐採後の措置	伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。				
物件の堆積	高さ・位置・遣へい	積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること(3.0m以下)				
特定照明	照明の方法	最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮すること				

※座間味村では赤瓦葺き、生垣、石垣について、費用の一部を助成する制度を検討しています。

詳しい内容は住民説明会にて行います！ 皆さまのご参加をお待ちしております！

お問い合わせ先：座間味村役場 産業振興課（担当：千國）電話：987-2312